

平成26年12月16日

瑞穂市議会議長 若園 五朗 様

市道路線の認定、十七条字上街道町
地内に関する調査特別委員会

委員 熊谷 祐子

賛成者 松野 藤四郎

少 数 意 見 報 告 書

12月9日の市道路線の認定、十七条字上街道町地内に関する調査特別委員会において留保した少数意見を下記のとおり会議規則第108条の規定により報告します。

記

1. 件 名 市道路線の認定、十七条字上街道町地内に関する調査特別委員会調査報告書

2. 意見の要旨 報告書の結論「利益・便宜供与があった」に重大な懸念・異議あり。

(1) 百条調査委員会設置に関する手続き上の問題

総括質疑(3/5)を中断し、少数派議員には別室で5分説明しただけで、かつ翌日の産業建設委員会(市道認定議案付託)の審査を経ずに強引に設置した。

(2) 閉鎖的で不透明な一方、マスコミを利用してPRする委員会の進め方

18回の準備会は委員外議員傍聴も不許可非公開。会議録作成せず。8回の委員会も含めて争点の審議一度もなし。マスコミを最大限使ってPR効果を狙った。

(3) 杜撰な調査方法と、初めに結論ありきの結果報告書

不利な参考人・証言・証拠・資料の不採用。異見・異論発言への度々の制止。10か月に及ぶ調査から判明した重大ないくつかの事実を無視し、設置当初と変わらない状況証拠を羅列しただけの、論理構成が皆無な誤った結論。